

◆振り込め詐欺
振り込め詐欺の被害は過去10年間、増加の傾向にある。被害の大部分は高齢者であり、それも高齢女性に集中している。特殊詐欺はいわゆるオレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証詐欺、還付金等詐欺のことであり、不特定多数の者と対面することなく電話などを使つたやり取りで信頼させ、指定した預貯金口座への振り込みの方法により、現金などをだまし取る犯罪類型になる。

◆救済方法
特殊詐欺の認知件数は、一時期に比べると減ったとはいえない。2021年には全国で1万4498件、被害額282億円(ともに確定値)となつてている。在宅時間が長い上に独居割合が高く、電話対応頻度も多いという高齢者の生活かかわらず、だまされないと

か、自分だけは被害に遭わないという高齢者にありがちな能力や性格に対する自信過剰が、詐欺の引き金になつているとの指摘がある。

か、自分だけは被害に遭わないという高齢者にありがちな能力や性格に対する自信過剰が、詐欺の引き金になつているとの指摘がある。

匠プラザ21 経営法務大学

預貯金被害者の救済

◆盗難・偽造カードの場合
詐欺被害は瑕疵(かし)があるにせよ、被害者の意思が動いていることになるが、キャッシュカードが盗難に遭つたり、偽造されて預貯金が不正に払い戻されたりした場合、事情が違つてくる。従来、金融機関は約款などを根拠にして被害補償をしていなかつたが、受領権者としての外觀を有する者に対する弁済を有効扱いにする、民法の規定の例外を設けることで救済策が図られた。それが06年2月10日施行の「預貯金者保護法」である。

この法律では、預貯金の被害救済策としては、今までの未公開株購入にかかる詐欺の被害救済策によつては、今後、「振り込め詐欺救済法」によつては、08年6月12日施行の「振り込め詐欺救済法」によつては、金融機関の犯罪利個人の被害者が対象になる。

用口座に振り込まれ、口座凍結時において滞留している犯罪被害金を、被害者に支払うとするものであるが、返還率はごくわずかでしかない。

用口座に振り込まれ、口座凍結時において滞留している犯罪被害金を、被害者に支払うとするものであるが、返還率はごくわずかでしかない。

盗難などのカードを用いて、第三者がATMから不正に取出した場合、金融機関は1ヶ月以内に届け出た預金被害者に対し、被害者側に重大な過失があつたことを証明できなければ、被害の全額を補償する。暗証番号が生年月日など分かりやすいものを使うケースでは、75%補償となる。

全国銀行協会は、05年10月6日付で「預金者保護の申し合」を発出し、重大な過失について、本人が他人に暗証番号を知らせた場合など5項目を例示している。

ところで21年3月19日、東京地裁が預金者の重大な過失につき「預貯金において真正カード等の管理、暗証番号の管理等に関する民法の規定の例外を設けることで救済策が図られた。それが06年2月10日施行の「預貯金者保護法」である。それでも、わずかの注意さえすれば、自らの預貯金等契約に係る預貯金口座から機械式預

貯金払戻が行われる結果をたやすく予見することができた場合であるのに、漫然とこれを見過ごしたような故意と同視し得る、著しい注意欠如の状態」との解釈を示した。事案は判断能力が低下したと訴える87歳女性が、警察官を名乗る者から偽造されたキャッシュカードで銀行預金が引き出されているので調べてみると、引先の金融機関、口座番号、カードの暗証番号を知らせた。その後、自宅に来た自称警察の者の指示で、保管用として差し出され封筒にカードを入れたが、その場を離れた際に封筒がすり替えられ盗み取られる被害に遭つたもの。この訴訟で原告の請求は棄却となつた。が、他の2行は同じ被害者が通知と説明を受け入れ全額を支払つている。

(弁護士・浦田益之)